

魚沼市地籍調査業務共通仕様書

(10条2項委託、第2期：C・E2・FⅠ・FⅡ－1工程)

(適用範囲)

第1条 この共通仕様書は、魚沼市が国土調査法に基づき実施する地籍調査業務に適用するものとする。

2 地籍調査業務委託設計図書及び魚沼市地籍調査業務特別仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(作業要領)

第2条 地籍調査作業は、この仕様書及び次の法令及び規程等に基づき行うほか、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）の記載及び監督員の指示により行うものとする。

- ア 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- イ 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- ウ 国土調査法施行規則（平成22年国土交通省令第50号）
- エ 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- オ 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- カ 地籍調査作業規程準則運用基準
（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- キ 地籍調査事業工程管理及び検査規定
（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- ク 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規定細則
（平成24年国土籍第569号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- ケ 地籍調査事業（2項委託）実施要領
（平成24年国土籍第567号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- コ 現地調査等の通知に無反応な土地所有者等がいる場合における筆界の調査要領
（令和6年国不籍第307号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- サ 土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合における筆界の調査要領
（令和3年国不籍第435号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- シ 山林及び原野における筆界案を用いた筆界の確認方法について
（平成23年国土国第633号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- ス 地籍基本調査成果電子納品要領（令和3年5月発行）
- セ 地籍調査成果電子納品要領（令和7年4月発行）

(用語の定義)

第3条 この共通仕様書において用いる用語の定義は次の各号による。

- (1) 監督員とは、契約後に発注者が指定し通知した監督員をいう。
- (2) 指示とは、発注者の発議により監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針・基準・計画などを示して実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (4) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

(業務計画書)

第4条 受注者は、契約締結後14日以内に次の各号に掲げる事項を明らかにした業務計画書を監督員に提出しその承諾を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更はこの限りでない。この場合には、その都度監督員に報告しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 作業の工程計画書
- (4) 作業の班編成と作業分担及び責任者名
- (5) 打合せ予定日及び主要な打合せ事項
- (6) 観測計画網図

- (7) 成果物の内容、部数
 - (8) 安全管理及び連絡体制(緊急時含む)
 - (9) その他必要な事項
- (打合せ)

第5条 受注者は、作業を円滑に遂行するため、必要な事項についてその進捗状況を随時報告するほか必要な段階ごとに監督員と十分打合せを行って作業の手戻りや遺漏の防止に努めなければならない。なお、打合せの時期等については特別仕様書によるものとする。

- 2 作業実施中に指示又は協議した重要な事項については、その内容等を別に定める打合せ簿に記録し相互に確認するものとする。

(使用成果)

第6条 作業に使用する基準点の成果は、監督員の指示により、すべて受注者の責任において処理するものとする。

(支給材料及び貸与品)

第7条 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

- 2 受注者は、毎月支給物品使用調書、また作業完了時には支給物品精算書を速やかに監督員に提出しなければならない。

(工程管理及び検査)

第8条 受注者は、第2条キ及びクに定める工程管理を行い受託法人検査を実施し、工程管理記録表・受託法人検査記録表・工程検査成績表を監督員に提出しなければならない。

(完了検査)

第9条 受注者は、既済部完了検査を受ける場合、あらかじめ成果品並びに関係資料を準備して主任技術者立会いのうえ検査を受けなければならない。なお、第8条の工程検査が実施された場合は同等の検査が実施されたものとみなし、検査の一部または全部を省略することができる。

(委託業務管理)

第10条 受注者は、作業実施にあたり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。

- 2 測量現場が隣接し、また同一場所において実施する別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに成果の照合を行わなければならない。

- 3 受注者は、作業実施にあたり水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。

- 4 受注者は、作業中安全に留意しなければならない。

(土地の立入り)

第11条 受注者は、作業実施にあたり国有、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 受注者は、作業実施にあたり宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合、あらかじめ占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対しあらかじめ通知することが困難であるときは占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立ち入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。

(土地の使用等)

第12条 受注者は、植物、かき、さく等の伐除又は土地若しくは工作物を一時使用する場合、あらかじめ監督員に報告するとともに、所有者又は占有者の承諾を得て行わなければならない。

- 2 前項の場合、生じた損失等は特別仕様書に示すほかは、原則として受注者が負担するものとする。

(秘密の保持) **第13条** 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(関係官公庁その他への手続き等)

第14条 受注者は、作業実施のため必要な関係官公庁等に対する諸手続きを監督員と打合せのうえ、受注者において迅速に処理しなければならない。

- 2 受注者は、関係官公庁等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨

を監督員に申し出て協議するものとする。

(主任技術者)

第15条 主任技術者は、地籍主任調査員又は地籍調査管理技術者の資格を有する者でなければならない。

(提出書類)

第16条 受注者は、別に示す様式により指定期日までに関係書類を提出しなければならない。

(成果品)

第17条 提出すべき成果品は第2条エ及びオに定めるもののほか、魚沼市地籍調査業務特別仕様書によるものを提出するものとする。

2 成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

3 用紙・様式等については、監督員の承諾を得なければならない。

(成果の電磁的記録)

第18条 成果品の電子納品については、第2条ス及びセで定める形式により作成し納品するものとする。なお、第2条ス及びセに定める電磁的データ内容等については、発注者と協議を行うものとする。

(契約不適合責任等)

第19条 当該成果品は、国土調査法第19条による地籍調査成果の認証が完了するまでの間に、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合、受注者の責任においてただちに成果品の訂正及び再作成を行い、その誤りを訂正するものとする。

(その他)

第20条 この仕様書及び関係法令及び規程等に定めのない事項については、監督員と協議のうえ作業を進めるものとする。

魚沼市地籍調査業務特別仕様書

(10条2項委託、第2期：C・E2・FⅠ・FⅡ－1工程)

1. 総 則

この仕様書は、国土調査法並びに同法関係法令に基づき実施する魚沼市長との締結にかかる国土調査（地籍調査）事業の調査・測量業務委託契約書に添付するものであって、地籍調査業務共通仕様書及び本特別仕様書並びに魚沼市地籍調査作業規程に基づいて作業するものとする。

2. 作業概要

- (1) 測量方式：地上法
- (2) 作業区域：別途図面のとおり
- (3) 工程別面積：設計書のとおり
- (4) 作業の条件：別紙設計書のとおり
- (5) 測量成果検定：測量工程の各成果については、別に指定する第三者機関に検定を委ねること。
- (6) 一筆地調査の作業範囲：地籍調査事業（2項委託）実施要領に発注者が実施する業務として定められている作業（資料収集、所在不明者調査等）は行わないこと。また、現地調査終了時に土地所有者及び利害関係人から筆界の確認または地籍調査票・委任状への署名・押印を得られない場合は、不立会として処理し、監督員に報告すること。

3. 着手前に提出するもの

地籍測量使用機器検定簿

4. 基準点

測量作業に使用する基準点等は、監督員と協議のうえ選点するものとし、既設地籍図根三角点を使用する場合は、地震による地殻変動後の座標補正が必要な場合があることから、当該使用点名及び点数を速やかに監督員に報告するものとする。また、国家基準点を使用する場合は、国土地理院への測量標及び測量成果の使用承認申請が必要なことから、選点后当該基準点名を速やかに監督員に報告するものとする。

5. 土地の立ち入り

本業務のための土地への立ち入り通知は発注者で行うが、土地への立ち入りにあたり受注者は国土調査法施行令に定める土地立入証を必ず携行するとともに、関係人から請求があったときは土地立入証を呈示し立ち入りの同意を求めなければならない。なお、立ち入りに際し関係者に迷惑を及ぼした場合は受注者の責任において処理するものとする。

6. 植生の伐採

作業において支障となる雑草・灌木の伐採については、発注者が事前に土地所有者等に通知し承諾を得るものとするが、立木の伐採については、受注者が土地所有者等から承諾を得るものとし、無断で伐採した場合は受注者の責任において処理するものとする。

7. 筆界案による確認

山林及び原野における筆界の確認方法については、土地所有者及び利害関係人が筆界案による確認方法を希望する場合、または土地所有者及び利害関係人から筆界案を明示するよう求められた場合は、調査図素図作成と同時に筆界案を作成して土地所有者及び利害関係人に呈示し、筆界案に同意する場合は筆界案座標により現地に仮杭を設置するものとする。この場合は、仮杭位置を土地所有者及び利害関係人が筆界点位置と判断する場合は、仮杭位置座標を筆界点座標にすることができるものとする。

なお、土地所有者及び利害関係人が筆界案に同意しない場合は、現地立会により筆界を確認するものとする。

8. 地目認定

地目の認定は、現況をもって定めることを原則とするが、地目変更に制限がある場合及び現況地目の判断が困難な場合は、監督員と協議すること。

9. 成果品

本業務で納入する成果品は、次のとおりとする。

C 工程

基準点等成果表写、地籍図根三角點選点手簿、地籍図根三角點選点図、地籍図根三角測量平均図、地籍図根三角測量観測図、地籍図根三角測量観測計算諸簿、地籍図根三角点網図、地籍図根三角点成果表、地籍図根三角測量精度管理表、点検測量観測諸簿、標識の設置状況写真、測量成果検定書類

E 工程

地籍調査票、委任状、作業日誌、立会処理簿、土地台帳、名寄台帳、一筆地調査図、その他監督員の指示するもの

F I 工程

細部図根測量観測計算諸簿、細部図根点平均図、細部図根點選点図、細部図根点成果簿、点検測量観測諸簿、細部図根測量精度管理表、測量成果検定書類

F II - 1 工程

一筆地測量観測計算諸簿、筆界点番号図、筆界点成果簿、一筆地測量精度管理表、測量成果検定書類

その他

作業日誌、工程表、測量成果検定証明書、作業打合せ記録簿、その他監督員の指示するもの、その他検査等に必要の関係書類は、発注者の要望があった場合、すみやかに提出できるように準備しておくこと。

10. 打 合 せ

地籍調査業務共通仕様書第5条に基づく打合せの時期及び回数は、下記の通りとする。

第1回 作業着手前

第2回 成果品提出時

その他 監督員が必要と認めた時

11. そ の 他

- (1) 本仕様書と測量作業規程の記載事項に差異のある場合は、本仕様書が優先する。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び仕様書について疑義を生じた場合は、監督員と協議の上作業を進めるものとする。